

母子家庭等医療費助成制度のご案内

母子家庭等医療費助成制度について

この制度は、市と兵庫県の補助により、母（父）子家庭の母（父）とその児童及び遺児（ただし、お子さんが18歳に達する年度の末まで。（高校在学中の場合は20歳の誕生日の月末まで。））を対象に、医療機関等を受診したときの自己負担（保険診療分）が軽減される制度です。

《所得制限基準及び対象者》

- ・令和6年中の所得が、児童扶養手当の全部支給限度額未満である母(父)とその児童及び遺児
- ・低所得世帯（下記参照）の母（父）とその児童及び遺児
- ・令和6年中の所得が、児童扶養手当の一部支給限度額未満の世帯の児童及び遺児

【参考】児童扶養手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	全部支給限度額	一部支給限度額
0人	69万円	208万円
1人	107万円	246万円
2人	145万円	284万円
3人	183万円	322万円
4人	221万円	360万円

※児童扶養手当制度の「全部支給」「一部支給」「全部停止」の判定とは異なる場合があります。

※遺児に養育者がある場合は、当該養育者の所得が制限基準内であること。

《一部負担金》ひとつの医療機関等での1か月の負担額は次のとおりです。

負担区分	一部負担金	
	外来	入院
一般	1日800円限度 (月2回まで)	1割負担 (3,200円まで)
低所得世帯	1日400円限度 (月2回まで)	1割負担 (1,600円まで)

(注) 低所得世帯…市町村民税が非課税で、本人・扶養義務者の年金収入が80万円9千円以下
もしくは年金収入を加えた所得が80万円9千円以下

※18歳を迎える年度末までのお子様については、乳幼児医療費受給者証／こども医療費受給者証の交付が優先されるため、母子家庭等医療費受給者証の交付はありません。

※保険診療分のみが助成対象です。入院時の食事代や差額ベッド代、文書料、容器代、予防接種代、保険適用外の健康診断や審美医療、選定療養費等は助成の対象外です。

※自立支援医療制度における更正医療や精神通院医療、指定難病等他の公費負担医療制度の助成を受けた場合は、そちらが優先され、母子家庭等医療費助成の対象とはなりません。

※入院の一部負担金を3か月連続して支払った場合、4か月目以降の負担はありません。

※入院・通院に関わらず、医療費が高額になる場合は、加入の健康保険に「限度額適用認定証」の申請をしていただき、母子家庭等医療費受給者証と一緒に医療機関へ提示してください。(マイナ保険証を利用される方は不要です)

※災害等による重大な被害を受けられた方は、一部負担金の免除申請ができます。

訪問看護サービスの利用でも、母子家庭等医療費受給者証が使えます

母子家庭等医療費受給者証を提示することで、訪問看護利用料の自己負担額が受給者証に記載の一部負担金額までになります。

母子家庭等医療費受給者証が使用できないとき

◎県外で受診したとき、補装具を作ったときは、申請により負担金をお返しします。

※補装具を作ったときは、加入の健康保険に申請して給付を受けたあと、残りの本人負担額をお返しします。健康保険組合等発行の支給決定通知書等を持参し、申請してください。

《医療費の申請に必要なもの》

・県外受診

- ①領収書
- ②母子家庭等医療費受給者証
- ③保険の資格情報が確認できるもの
(健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか)
- ④振込口座のわかるもの

・補装具（治療用装具）

- ①領収書・領収明細書
- ②医師の意見書の写し
- ③健康保険組合等発行の支給決定通知書（加東市国民健康保険の方は不要です）
- ④母子家庭等医療費受給者証
- ⑤保険の資格情報が確認できるもの
(健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか)
- ⑥振込口座のわかるもの

次の場合は届出が必要です！

- (1)氏名、住所、医療保険またはその内容に変更があったとき
- (2)再婚等により世帯構成に変更があったとき
- (3)所得税、市県民税の修正申告をしたとき

(1)の手続きについては、保険医療課窓口での届出のほか、右のQRコードから電子申請により提出することもできます。



交通事故にあったとき

交通事故で母子家庭等医療費受給者証を使って受診するときは、必ず届け出てください。

【お問い合わせ：加東市市民協働部 保険医療課 医療係 ☎0795-43-0501（直通）】